

●香川県告示第59号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、丸亀市経済部建設課において平成21年2月6日から10年間閲覧に供する。

平成21年2月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 竣功認可年月日
平成21年2月2日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
丸亀市土地開発公社
香川県丸亀市大手町2丁目3番1号
理事長 田中 照明
- 3 埋立区域

(1) 位置

香川県丸亀市富士見町2丁目999番58地先及び997番428、997番368、997番202、997番407、997番203、997番167、997番166、997番165、970番470、997番388、997番7、997番16、997番392、997番150、997番151、997番152、997番153及び997番162に接する無番地及び1000番地先並びに御供所町2丁目33番、27番4、27番55、27番5、27番53、27番41、27番67、27番52及び北平山町2丁目21番10に接する無番地地先並びに北平山町2丁目210番1、港町147番3及び147番4地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から②の地点まで順次結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成9年の秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸地との境界線、③の地点と④の地点を結ぶ平成20年2月18日付け19港湾第48626-2号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.42メートルにより決定）及び④の地点と①の地点を結ぶ平成9年の秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点丸亀城（北緯34度17分08.7212秒、東経133度47分59.9384秒）から
351度04分43秒 1,454.56メートルの地点

⑦の地点 ①の地点から59度08分58秒 10.23メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から329度10分17秒 0.80メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から59度09分02秒 9.20メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から149度14分54秒 1.48メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から59度25分34秒 7.08メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から329度34分41秒 1.47メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から59度18分37秒 26.52メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から149度10分29秒 1.28メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から59度21分43秒 7.09メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から329度16分21秒 1.33メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から59度28分36秒 17.02メートルの地点

- ⑬の地点 ⑰の地点から149度29分27秒 0.80メートルの地点
⑱の地点 ⑬の地点から59度28分52秒 11.00メートルの地点
⑳の地点 ⑱の地点から327度53分26秒 0.88メートルの地点
㉑の地点 ㉑の地点から57度53分13秒 6.77メートルの地点
㉒の地点 ㉒の地点から120度49分44秒 207.45メートルの地点
㉓の地点 ㉒の地点から204度00分08秒 46.93メートルの地点

(3) 面積

16,437.37平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年1月6日

(2) 免許番号

10港A第60号